

冒姓

國山縣郡少領益長元各務郡人也

〔類聚名物考姓氏九〕冒姓 蒙氏

案に冒姓とは我本姓をすて、人の異姓に改むるを冒姓といふなり、或は蒙氏ともいひて蒙は冒也とも注したれば相通ひてかうふる意より出たり、師古が注の意によれば、かりに人の帽子を借りてかうふりたるが如きをいふなり、

〔漢書列傳五十五〕衛青字仲卿、其父鄭季、河東平陽人也、以縣吏給事侯家、平陽侯曹壽、尙武帝、姊陽信長

公主、○註季與主家僮衛媼通、○註生青、青有同母兄衛長君、及姊子夫、子夫自平陽公主家得幸、武

帝、故青冒姓爲衛氏、師古曰、冒謂假稱、若人首之有覆冒也

〔新撰姓氏錄序〕皇極握鏡國記皆燔幼弱迷其根源、狡強倍其僞說、○中勝寶年中時有恩旨、聽許諸蕃

任願賜之、遂使前姓後姓、文字斯同、蕃俗和俗、氏族相疑、萬方庶氏、陳高貴之枝葉、三韓蕃賓、稱日本神

胤、時移人易、罕知而言、

〔古史徵一夏〕古く蕃人等の投化アッひ奉れる状を見るに、己が國には住わびて、身を安くせむの心

より、種々貢物など齎來りて、大御心を取り奉り、さて多くは其國の聞え高き酋長等の名をい

ひて某帝の子ぞ、某王の孫ぞなど名稱ナり來りしを、投化の蕃人等が、漢國の帝王の子孫と稱て來れるが多かる事は疑なきにあらず、○中

略 世人の然しも敬ふともなく、其蕃人なる事を卑しめつと見えて、後には悉御國風の姓氏を

賜はらむ事を請奏しけること、御紀に多く見えたるが如し、○註かくて後には、彌益々にその

蕃種なる事を耻けると聞えて、本祖を偽りて、日本之神胤と稱ふ事さへぞ起りける、

〔續日本紀三十七〕延暦元年六月乙丑、穴人建麻呂之男女、神野真人淨主眞依女等十四人、弟宇智眞

人豐公、改偽○偽下一眞人、從本姓、初建麻呂、冒稱中江王、事發露而自經、其男女亦偽爲眞人、至是改

正之、